



事前にお問い合わせください！
(条件や申請に必要な書類等をご説明します。)

岩国市 軽度・中等度難聴者 補聴器購入費助成事業のご案内

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない軽度・中等度難聴者（18歳以上64歳以下）に対し、コミュニケーション能力の向上等を目的とし、補聴器購入費用の一部を助成します。



対象者

次の要件（1）～（4）をすべて満たす方

- （1）岩国市内に住所を有し、18歳以上64歳以下である
- （2）身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない
- （3）過去5年以内にこの事業の助成を受けていない
- （4）耳鼻科又は耳鼻咽喉科医師の意見書が得られる両耳の聴力が30デシベル以上の方
もしくは「身体障害者福祉法第15条第1項指定医師」が補聴器の装用が必要であると認めた方

山口県内（下関市以外）の指定医についてはこちら →



助成金額

上限

3万円

※片耳・両耳を問わず、
助成の上限額は3万円
※購入額が3万円に満たない場合は、購入額を助成します。



⚠️ ご注意ください

- ・市からの交付決定を受ける前に購入した補聴器は、助成対象外です。
- ・医療機関を受診した結果、助成対象とならない場合があります。
- ・助成対象は補聴器本体の購入費です。付属品のみ購入や修理費、医療費等は助成対象外です。
- ・補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。（集音器は対象外）
- ・インターネット販売、通信販売、訪問販売での購入は、助成対象外です。

必ずご自身の聴力に合うように調整をしてもらってください。

手続きの流れ（岩国市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業）

①申請に必要な書類を準備する。

「申請書」と「医師意見書」の様式を市の窓口で受け取るか、市ホームページから印刷してください。
※窓口：障害者支援課（市役所1階14番）、総合支所市民福祉課、支所

市HPはこちら→



②医師に「意見書」を記入してもらう。

※意見書が得られるのは、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方、もしくは「身体障害者福祉法第15条第1項指定医師」が補聴器の装用が必要であると認めた方です。
※受診時の診察・検査や医師意見書にかかる費用は、自己負担となります。



③補聴器取扱店で見積書を受け取る。

岩国市に補装具業者として登録している販売店で、「医師意見書に基づく補聴器の見積書」を作成してもらってください。

※登録の有無については、市にお問い合わせください。

※補聴器は、管理医療機器として認定された製品に限ります。（集音器は対象外）

※インターネット販売、通信販売、訪問販売での購入は、助成の対象となりません。

④申請に必要な書類を市に提出する。

①に記載の窓口にて、「申請書」、「医師意見書」、「見積書」を提出してください。



⑤市からの決定通知書が届く。

市の審査完了後、自宅に決定通知書と支給券が届きます。

※決定通知書が届く前に購入した補聴器は、助成の対象になりません。



⑥補聴器を購入する。

見積もりを受けた補聴器取扱店へ連絡の上、「支給券」を持参し、補聴器を購入してください。

助成額を超過した分は、自己負担となりますので、取扱店に直接お支払いください。

支給券は、受領日・受領者氏名を記入し、委任者欄に押印の上、取扱店に渡してください。

※必ず、ご自身の聴力に合うように調整をしてもらってください。